

平成 29 年 3 月

JAバンク静岡の 9 大疾病補償付住宅ローンについて

1. 9 大疾病補償付住宅ローンとは

住宅ローンをお借り入れされたお客さまが、借入期間中に 3 大疾病により所定の状態となった場合、ローン残債額を保険金として一括してお支払いするほか、6 つの慢性疾患による就業不能状態が 365 日以上継続した場合にもローン残債額を一括補償し、残債額が 0 円となる商品です。

2. 商品の特徴

(1) 補償の対象となる疾病の範囲

以下の 9 つの疾病について補償いたします。

疾病	保険金をお支払いする事由
①悪性新生物	生まれて初めて悪性新生物（がん）に罹患し、医師によって診断確定された場合。
②急性心筋梗塞	急性心筋梗塞を発病し、それにより初めて医師の診療を受けた日以後 60 日以上継続して労働の制限を必要とする状態であったと医師によって診断された場合。
③脳卒中	脳卒中を発病し、それにより初めて医師の診療を受けた日以後 60 日以上継続して言語障害、運動失調または麻痺等の他覚的な神経学的後遺症があったと医師によって診断された場合。
④高血圧症	左記④～⑨の疾病を発病し、その疾病により被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態が、その状態となった日からその日を含めて 365 日以上継続した場合。
⑤糖尿病	
⑥慢性腎不全	
⑦肝硬変	
⑧慢性膵炎	
⑨ウイルス肝炎	

(2) 資金用途

住宅の新築購入・増改築及び他金融機関でお借入中の住宅ローンの借換。

3. その他

保険の詳細については以下のページをご覧ください。

http://www.jabank-shizuoka.gr.jp/osirase/osirase_pdf/270-20170331-1.pdf

以上

【B1621055K2504-20170329】

住宅ローン(新築・購入・増改築・借換)をお考えのあなたへ



ご案内します。
安心がついた
住宅ローン。



9大疾病になったら、住宅ローン残高が0円に。

[9大疾病補償付住宅ローン]

事実! 30歳以上男性の死亡原因、約2人に1人が9大疾病

※厚生労働省「人口動態調査」2015年より作成。期間2015年1月～12月 ※男性30歳以上を対象としています。

JAバンクなら

死亡・後遺障害保障*に加え...

所定の条件に該当したら

就業不能状態が365日以上継続したら

①がん ②急性心筋梗塞 ③脳卒中

④高血圧症 ⑤糖尿病 ⑥慢性膵炎
⑦肝硬変 ⑧慢性腎不全 ⑨ウイルス肝炎

住宅ローン残高が

0円に

住宅ローン残高が0円となるには所定の条件があります。

通常 金利上乗せ **+年0.3%**

※上記上乗せ金利は平成29年4月1日から平成30年3月31日までに静岡県下JAにお借入れのお申込をされた方が対象となります。※実際の融資金利はお近くのJAの窓口までおたずねください。

平成29年4月1日現在

* 死亡・後遺障害については、JA共済の団体信用生命共済で保障されます。

下記JA・信連にてお取り扱いしております。

- | | | | | |
|---------|--------|--------|---------|---------|
| JA伊豆太陽 | JAなんすん | JALしみず | JA掛川市 | JAみっかび |
| JA三島函南 | JA御殿場 | JA静岡市 | JA遠州夢咲 | JA三方原開拓 |
| JA伊豆の国 | JA富士市 | JA大井川 | JA遠州中央 | 静岡県信連 |
| JAあいら伊豆 | JA富士宮 | JAハイナン | JAとびあ浜松 | |

詳しくは、今すぐ簡単検索!

JAバンク静岡 検索

お近くのJAバンクも探せます!

<http://www.jabank-shizuoka.gr.jp/>

JAバンクはどなたでもご利用いただける金融機関です。

※ご利用に際しましては、組合員加入のための出資をお願いする場合がございます。詳しくは、お近くのJAでお問い合わせください。

9大疾病補償付住宅ローン

【団体特定疾病債務補償保険】

対象商品	「JA住宅ローン」・「JA住宅ローン100%応援型」・「JA住宅ローン借換応援型」	
資金使途	○ご本人またはご家族が常時居住するための住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。	
	「JA住宅ローン」	①住宅の新築・購入（中古住宅も含む。）②宅地の購入（5年以内に新築し、居住する予定があること。） ③住宅の増改築・改装・補修 ④他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換えおよびお借換えとあわせて増改築・改装・補修 ⑤上記①～④に付随して発生する費用
	「JA住宅ローン100%応援型」	①住宅の新築・購入（中古住宅も含む。）②住宅の増改築・改装・補修 ③上記①・②に付随して発生する費用
	「JA住宅ローン借換応援型」	①現在、他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換資金（借換対象住宅にかかる既往リフォーム資金等の無担保資金の借換えも含む。）とお借換えに伴う諸費用 ②お借換えとあわせて増改築・改装・補修資金と付随して発生する諸費用
借入金額	「JA住宅ローン」	○10万円以上8,000万円までとし、10万円単位とします。 ただし、年間元金返済額の前年度税込年収に対する割合が当JAの定める範囲内であり、所用資金の85%以内であることとしますが、詳細については、お近くのJA窓口までご相談ください。
	「JA住宅ローン100%応援型」	○10万円以上8,000万円までとし、10万円単位とします。 ただし、年間元金返済額の前年度税込年収に対する割合が当JAの定める範囲内であり、所要資金の範囲内としますが、詳細については、お近くのJA窓口までご相談ください。
	「JA住宅ローン借換応援型」	○10万円以上7,000万円までとし、10万円単位とします。 ただし、年間元金返済額の前年度税込年収に対する割合が当JAの定める範囲内であり、所要金額の範囲内としますが、詳細については、お近くのJA窓口までご相談ください。
ご利用いただける方	○各商品ごとにお申込みの条件が異なりますので、詳しい商品内容はお近くのJA窓口までご相談ください。	
ご融資条件	○各商品ごとにお申込みの条件が異なりますので、詳しい商品内容はお近くのJA窓口までご相談ください。	
ご融資利率	上記対象住宅ローンの金利+年0.3%（実際のご融資金利はお近くのJA窓口までおたずねください。）	
保証料・手数料	○別途保証料ならびに手数料がかかります。詳しい商品内容はお近くのJA窓口までご相談ください。	

付帯される保険についての概要	正式名称	団体特定疾病債務補償保険		
	ご加入について	年齢	加入可能な加入時の年齢範囲は、20歳から50歳までとなります。	
		告知	健康状態を「団体特定疾病債務補償保険 被保険者加入申込書兼告知書」で告知していただきます。告知の内容や共済火災海上保険株式会社で保有する情報等によって、ご加入をお断りする場合がありますので、ご了承ください。	
		医師の診査	借入金額が3,000万円を超える等の場合は、医師の診査を受けていただきます。 なお、健康診断結果表等の内容によっては、医師の診査に代えることができる場合があります。	
		保険対象期間	保険対象期間の開始時は、資金受取時（資金を分割して受け取る場合には、初回資金受取時）となります。また、保険対象期間の終了日はローン債務を完済した日となりますが、それ以前に満80歳に達した場合は、その月の末日となります。	
	告知義務違反による解除	告知に際し、事実を告知されなかったり、事実でないことを告知されますと、保険金が支払われない等の不利益をこうむる場合がありますので、特にご注意ください。		
	保険金のお支払い	被保険者が保険対象期間内に次の①～④のいずれかに該当した場合、JAに保険金が支払われ、住宅ローンが全額返済されます。		
		①	生まれて初めて悪性新生物（がん）（※）に罹患し、医師によって診断確定された場合 （保険対象期間の初日から起算して90日以内に悪性新生物（※）と診断確定された場合を除きます。） （※）「悪性新生物」には、「上皮内がん」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は含まれません。	
		②	急性心筋梗塞を発病し、それにより初めて医師の診察を受けた日以後60日以上継続して労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。）であったと医師によって診断された場合	
		③	脳卒中を発病し、それにより初めて医師の診察を受けた日以後60日以上継続して言語障害、運動失調または麻痺等の他覚的な神経学的後遺症があったと医師によって診断された場合	
	④	高血圧症、糖尿病、慢性肺炎、肝硬変、慢性腎不全またはウイルス肝炎を発病し、その疾病により被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態が、その状態となった日からその日を含めて365日以上継続した場合		
保険金が支払われない場合	①「団体特定疾病債務補償保険 被保険者加入申込書兼告知書」に、告知日現在および過去の健康状態等について事実を告げなかったか、事実でないことを告げ契約が解除された場合（ただし、「保険金支払事由」と「解除の原因となった事実」との間に因果関係がないことを確認できた場合は、保険金をお支払いします。）②保険対象期間の初日から起算して90日以内に悪性新生物（がん）に罹患したと診断確定された場合 ③保険対象期間の開始前に急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧症、慢性腎不全、慢性肺炎、肝硬変、糖尿病またはウイルス肝炎を発病した場合 ④被保険者に詐欺等の行為があった場合や保険金を詐取る目的で保険金支払事由を発生させた場合、被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険契約の全部または一部が取り消され、または解除された場合			
保険金支払事由に該当した場合の手続き	保険金支払事由に該当した日からその日を含めて30日以内にお借り入れのJA窓口にご連絡ください。			
※1 上記はあくまで概要です。ご加入にあたっては、団体特定疾病債務補償保険に関する「重要事項のご説明」を必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。 ※2 9大疾病補償保険（団体特定疾病債務補償保険）は、農林中央金庫を保険契約者、共済火災海上保険株式会社を引受保険会社、農林中央金庫の会員であるJAと住宅ローンの金銭消費貸借契約を締結するローン債務者を被保険者とする保険（団体契約）であり、共済ではありません。				



※ローンのお申込みにあたりましては、当JAおよび当JA 指定の保証機関の審査がございます。
審査の結果によりましては、お申込みをお断りすることがございますので、ご了承ください。

平成29年4月1日現在